

令和3年4月27日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
市町村民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

令和3年度から地方厚生（支）局地域包括ケア推進課が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施関係の業務について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）に関する一部業務につきまして、令和3年度より厚生労働省（本省）保険局高齢者医療課（以下「高齢者医療課」という。）から地方厚生（支）局地域包括ケア推進課（以下「地域包括ケア推進課」という。）に下記のとおり移管します。移管に当たり、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）における一体的実施の実施状況調査等を地域包括ケア推進課が行うこととなるなどの業務に係る変更が生じることとなります。

つきましては、内容について御了知いただき、本事業の適切な実施について御配慮願います。

記

1 地域包括ケア推進課に移管する業務

(1) 後期高齢者医療特別調整交付金の審査

一体的実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金（以下「特別調整交付金」という。）について、高齢者医療課と連携を図りながら、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第9号に関する交付基準に基づき審査等に関する事務を行います。

具体的には、地域包括ケア推進課が、都道府県からの一体的実施の実施計画書及び交付申請書の受付及び審査並びに高齢者医療課への回送を行うこととなり

ます。一方、交付基準等の発出、交付決定等は引き続き高齢者医療課において行うこととしています（審査の流れは別添資料 P2 参照）。

（２）実施状況調査及びヒアリング

各広域連合及び市町村における一体的実施の取組状況をきめ細かく把握するため、一体的実施の実施状況調査及びヒアリングを、高齢者医療課と連携を図りながら実施します。なお、調査の内容や時期等は、詳細が決まり次第、高齢者医療課より別途お知らせします。

２ 移管に伴い変更となる手続

（１）特別調整交付金の審査

（ア）広域連合及び市町村

広域連合及び市町村における手続等に変更はありません。従前どおり、広域連合が、市町村と連携しながら一体的実施の実施計画書及び交付申請書を作成し、都道府県に提出していただきます。

（イ）都道府県

一体的実施の実施計画書及び交付申請書の提出先が、厚生労働省から当該都道府県を管轄する地域包括ケア推進課（各都道府県を管轄する地方厚生（支）局及びその連絡先は別添資料 P3 参照）に変更されます。

また、書類審査時における広域連合との疑義照会及び回答については、都道府県を経由して、地域包括ケア推進課及び広域連合間で行っていただきます。

なお、特別調整交付金に係る申請書類の提出期限等については、別途お知らせします。

（２）実施状況調査及びヒアリング

（ア）広域連合及び市町村

管轄する地域包括ケア推進課が広域連合及び市町村に実施状況調査及びヒアリングを実施しますので、調査の回答等に御協力ください。市町村への調査については、広域連合を経由して回答を依頼するとともに、市町村からの回答内容の取りまとめは広域連合に行っていただくこととしています。

ヒアリングは、好事例の横展開を目的として、一部の広域連合及び市町村に実施する予定です。ヒアリングの対象に選定された場合には、回答等に御協力ください。

（イ）都道府県

広域連合の調査回答等を都道府県を経由して地域包括ケア課に提出する必要がある場合には、回送等に御協力ください。その際には、別途お知らせします。

３ その他留意事項

（１）特別調整交付金の審査に関する照会以外の一体的実施に係る照会について

広域連合及び市町村が一体的実施に取り組む上で必要な照会全般については、引き続き広域連合又は都道府県で取りまとめの上、高齢者医療課に直接照会していただきます。

(2) 地方厚生（支）局地域包括ケア推進本部との連携について

一体的実施の推進は、地域包括ケアシステムの構築の一環をなすものであることから、各地方厚生（支）局に設置されている地域包括ケア推進本部と連携を深めるよう努めてください。なお、地域包括ケア推進本部から意見交換会等への参加依頼があった場合には、積極的に参加してください。

(照会先)

厚生労働省保険局高齢者医療課
広域連合係 岡田、岡村

TEL : 03-5253-1111 (内線 3190)

メール : hokenzigyou@mhlw.go.jp